

株主各位

広島県福山市松永町六丁目10番1号

株式会社 オービス

代表取締役 中浜 勇治

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年1月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 1 日 時 | 平成31年1月30日（水曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 広島県福山市南松永町四丁目10番10号 木材会館山陽ビル5階大会議室 |

3 目的事項

報告事項 第59期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ~~~~~
- (注) 1 当日、本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<http://www.orvis.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたしません。

事業報告

(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、堅調な企業収益を背景に設備投資が増加傾向にあり、個人消費も雇用環境の改善に支えられ持ち直しの兆しが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済は米国の関税引き上げによる米中貿易摩擦の激化など、先行きの不透明感を拭えない状況が続いているものの、米国や欧州経済が拡大基調を持続していることに加え、アジア諸国経済も好転の兆しが見られるなど、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような環境のもと、当社は、新規・休眠顧客の開拓や既存顧客との関係強化などの戦略を積極的に推進するとともに、適正価格による製品販売や製造原価の削減、事業全般にわたる効率化を図ることにより、収益の向上に取り組んでまいりました。

その結果、売上高は84億81百万円（前期比104.5%）、営業利益は63百万円（前期比30.4%）、経常利益は9百万円（前期比5.8%）、当期純利益は特別利益に木材事業福山工場の建設に伴う補助金収入9億43百万円の計上もあり6億96百万円（前期比250.3%）となりました。

セグメント別の業績概況は、次のとおりであります。

なお、営業利益につきましては、全社費用等の配分前で記載しております。

(木材事業)

堅調な工作機械、産業機械などの受注やプラント設備の輸出増加に伴い、梱包用材及びパレット用材の受注環境は好調に推移いたしました。一方、主原材料であるニュージーランド松（以下NZ松という。）の調達コストは、地政学的リスクの高まりを受けて一時的な円高局面も見られましたが、最大消費国である中国の需要が増加したことに加え、船舶運賃も鉄鉱石等の荷動きが活発で市況が改善し、原油価格の上昇と相まって高止まりの状態が続いております。

このような環境のもと、NZ松に比べ安価な国産スギを原材料とした製品の販売比率を高めるとともに、引き続き国産スギ、桧及び北海道カラ松など商材販売の強化に努めてまいりました。

しかしながら、製品販売価格は、競合樹種であるチリ材の値上げによりわずかながら上昇しつつあるものの、原材料価格の上昇分を転嫁するには至っておりません。また、平成30年6月から稼働を開始した福山工場（新工場）は、高い品質の確保と生産効率の大幅な改善が見込まれておりますが、フル操業を目指して段階的に生産量を増やす過程において、減価償却負担や消耗品などの先行経費の増加に加え、たな卸資産の評価損を計上するなど、利益面は厳しい状況で推移いたしました。

その結果、売上高は49億4百万円（前期比97.5%）、営業損失は2億19百万円（前期は営業利益1億6百万円）となりました。

(ハウス・エコ事業)

公共投資・民間建設投資ともに底堅く推移し、建設需要は引き続き一定水準を維持していくものと見込まれるものの、建築資材の高騰や慢性的な人手不足による労務費の上昇によって建設コストが増大し、受注・価格競争が激化するなど、依然として予断を許さない厳しい状況にあります。

このような環境のもと、システム建築や在来重量鉄骨造建築などの、既存のプレハブハウス以外の分野をターゲットとした営業活動を積極的に展開するとともに、従来市場である建設関連への深耕開拓はもとより、官公庁入札案件への積極的な応札や一般企業等あらゆる市場領域のニーズに的確に 대응していくことにより優位な拡販体制の構築等、営業基盤の一層の拡充を進めた結果、当期末の受注残高は19億48百万円（前期比137.7%）となりました。

また、原価低減と経費削減、更なる施工管理と品質・技術の向上を図る一方で、平成30年2月には新たに「広島県三原市土取メガソーラー発電所」が運転を開始し、合計約12.5メガワットの発電所を稼働させるなど、利益の確保に努めてまいりました。

その結果、売上高は30億63百万円（前期比119.6%）、営業利益は4億16百万円（前期比187.3%）となりました。

(ライフクリエイト事業)

ゴルフ場部門では、従業員チャレンジコンペなどの各種企画コンペを積極的に開催いたしました。平成30年1月の記録的な寒波、平成30年7月の西日本豪雨とその後の猛暑の影響もあり、来場者数は前期比95.7%となりました。

フィットネス部門では、広島県内初となるサーフボードを使用したエクササイズなど、新たなスタジオプログラムの導入や各種イベントの開催により、新規入会者の獲得と退会者の抑制に努めた結果、会員数は徐々に増加いたしました。

その結果、売上高は4億17百万円（前期比100.2%）、営業利益は16百万円（前期比691.3%）となりました。

(不動産事業)

賃貸物件（4棟）の定期的なメンテナンス工事を行うことで、お客様の利便性を高めるとともに、不動産情報誌への継続的な広告を行うことにより、安定した稼働率を確保いたしました。

その結果、売上高は95百万円（前期比87.6%）、営業利益は60百万円（前期比95.9%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は8億29百万円であり、その主なものは、木材事業の福山工場（新工場）の製材機械等（本体・据付工事費）及びハウス・エコ事業の太陽光発電設備の取得に係るものであります。

(3) 資金調達状況

上記設備投資の資金調達は、自己資金、ファイナンス・リース取引及び金融機関からの借入金をもって充ちいたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 期 別 | | | |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 第56期 (平成27年10月期) | 第57期 (平成28年10月期) | 第58期 (平成29年10月期) | 第59期 (平成30年10月期) |
| 売 上 高 (百万円) | 7,585 | 8,957 | 8,118 | 8,481 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 437 | 547 | 163 | 9 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 184 | 523 | 278 | 696 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 106.30 | 302.25 | 160.86 | 402.62 |
| 総 資 産 (百万円) | 8,732 | 10,058 | 14,063 | 14,554 |
| 純 資 産 (百万円) | 1,788 | 2,300 | 2,559 | 3,209 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(9) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府による経済・財政政策を背景に、企業収益や雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調で推移しているものの、米国による保護主義的貿易政策の台頭が世界の貿易収縮の懸念を増大させ、それに端を発する関税や報復関税の発動などによる貿易摩擦のリスクが高まるなど、景気の先行きは不透明な状況が続くものと予想しております。

このような環境のもと、当社は、継続かつ安定的な事業の拡大を通して企業価値を向上させることを経営の目標とし、経営指標としては事業本来の収益力を表す営業利益を重視しております。また、お客様に提供するサービスや製品について、高い品質レベルを一貫して保つことで、顧客満足度の向上とともに売上高の増加と営業利益率の向上を目指してまいります。

主力の木材事業におきましては、梱包用材等の材料を製造する福山工場（新工場）が稼働を開始（平成30年6月）したものの、フル操業体制への遅れや原材料価格の高騰等により、利益面では目標に対して大幅な未達となりました。その要因としては、製造原価に占める原材料の比率が高く、その収益性をニュージーランド松（以下NZ松という。）と国産スギの調達コストに大きく依存していることにあります。原材料の一つであるNZ松の価格は、世界における需給関係や為替相場、船舶燃料に使用されるC重油価格等の動向に左右されることから、きわめて不透明であり、調達コストの増加の影響を最小限に抑えるためのコストダウンや販売価格への転嫁を実施しておりますが、その影響を全て吸収できる保証はありません。

その一方、国産スギの価格は長年安定して推移していることから、福山工場（新工場）ではNZ松と国産スギの調達コストによって、利益率の高い樹種への生産比率を高めることに加え、早期にフル操業体制の確立に向けて、各諸施策を段階的・速やかに実行し、生産量の増加を図ることで収益の向上に努めてまいります。

また、業界初となる長尺材（長さ5^{メートル}超）のカビ止め処理済製品の供給や大幅な納期短縮等により、お客様の要望に柔軟に対応できる付加価値の高い製品の供給と製販一体型の強みを活かして、梱包用木材最大手としての地位を更に磐石なものとし、持続的な成長へ向けた強固な経営基盤の形成を推進してまいります。

ハウス・エコ事業におきましては、当社の本社がある広島など、地方においては必ずしも建築需要は良好とは言えない状況が続いているものの、首都圏での再開発事業や生産施設等の需要は堅調に推移し、東京オリンピック・パラリンピック関連と相まって一定水準の需要は維持できるものと見込んでおります。一方、慢性的な建設技術者及び技能労働者不足は深刻であり、これらを解決するための生産性向上施策や働き方改革への取り組みが課題となっております。

このため、引き続き施工管理要員の積極的な採用活動を継続し、管理体制の強化に努めるとともに、プレハブハウス以外の在来重量鉄骨造での工場・店舗・物流施設の受注獲得や指名獲得の増加を目的とした学校関連を中心とする官公庁施設への設計・積算協力を積極的に行うなど、伸長分野への営業強化を図り、収益の向上に努めてまいります。

株主の皆様には、何とぞ一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容

当社は、梱包用材等の製造、販売、プレハブハウスの製造、販売、仮設建物等のリース、一般建築及び太陽光発電システムの請負、自然エネルギー等による発電事業、ゴルフ場及びフィットネスクラブの運営、不動産の賃貸、売買及びこれらの営業に附帯する一切の業務を行っております。

(11) 主要な営業所及び工場

| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|---------|----------|---------|
| 本 社 | 広島県福山市 | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |
| 福 山 工 場 | 広島県福山市 | 大阪営業所 | 大阪府大阪市 |
| 広 島 工 場 | 広島県東広島市 | 広島営業所 | 広島県広島市 |
| 東 京 営 業 所 | 東京都千代田区 | 中須ゴルフ倶楽部 | 山口県周南市 |
| 千 葉 営 業 所 | 千葉県千葉市 | そ の 他 | 6 ヶ 所 |

(12) 従業員の状況

| 従業員数 (名) | 前期末比増減 (名) |
|----------|------------|
| 173 | △4 |

(注) 上記のほか、臨時雇用者は31名（1人1日8時間換算）であります。

(13) 主要な借入先及び借入金残高

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 (百 万 円) |
|---------------------|-------------------|
| (株) 広 島 銀 行 | 2,313 |
| (株) 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 1,368 |
| (株) も み じ 銀 行 | 790 |
| (株) 山 口 銀 行 | 761 |
| (株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 683 |
| (株) み ず ほ 銀 行 | 593 |
| (株) 中 国 銀 行 | 534 |
| (株) 三 菱 U F J 銀 行 | 323 |
| (株) 伊 予 銀 行 | 318 |
| (株) 百 十 四 銀 行 | 284 |
| (株) 三 井 住 友 銀 行 | 235 |
| (株) 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 200 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 (株) | 90 |
| (株) 新 生 銀 行 | 55 |

(14) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 上位10名の株主の状況

| 株 主 名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|----------------------|----------|----------|
| 中 浜 勇 治 | 284 | 16.45 |
| 中 浜 和 子 | 164 | 9.49 |
| 中 浜 勇 | 142 | 8.26 |
| 鹿 野 産 業 (株) | 56 | 3.29 |
| 中 山 恒 一 | 47 | 2.73 |
| 大阪中小企業投資育成(株) | 44 | 2.54 |
| 中 村 剛 | 36 | 2.09 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) | 27 | 1.58 |
| 山 口 信 吉 | 25 | 1.44 |
| 楽 天 証 券 (株) | 20 | 1.18 |

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 7,000,000株
- ② 発行済株式の総数 1,732,000株（自己株式1,103株を含む）
- ③ 株主数 1,560名

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|-----------|--|--------------------------------|
| 中 浜 勇 治 | 代 表 取 締 役 社 長 | — |
| 梅 田 孝 史 | 専務取締役ハウス・エコ事業部長 兼 総 務 部 長 兼 社 長 室 長 | — |
| 谷 本 泰 | 常 務 取 締 役 木 材 事 業 部 長 | — |
| 井 上 清 輝 | 取 締 役 経 理 部 長 | — |
| 土 田 光 典 | 取締役ハウス・エコ事業部統括部長 | — |
| 川 岡 公 次 | 取締役ライフクリエイト事業部長 | — |
| 小 山 幹 夫 | 取 締 役 | 広島空港ビルディング(株) 常任監査役 |
| 北 村 憲 由 | 監 査 役 (常 勤) | — |
| 小 林 明 弘 | 監 査 役 | 小林公認会計士事務所代表 |
| 長 井 紳 一 郎 | 監 査 役 | 山下・長井法律事務所副所長 (株)コンセック社外監査役 |

- (注) 1 取締役の小山幹夫氏は、社外取締役であります。
 2 監査役の北村憲由、小林明弘及び長井紳一郎の各氏は、社外監査役であります。
 3 当社は、社外取締役である小山幹夫氏及び社外監査役である北村憲由氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
 4 監査役北村憲由氏は、(株)広島銀行において支店長等を長年に亘り経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5 監査役小林明弘氏は、公認会計士及び税理士として会計及び税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6 監査役長井紳一郎氏は、弁護士としての豊富な知識と経験があり、内部統制やコンプライアンス等に関する専門家としての知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 人 数 | 支 給 額 | 摘 要 |
|--------------------|----------|-------------------------|---|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 7 (1) | 千円 74,141 (2,642) | 取締役の報酬等限度額(平成4年1月18日株主総会決議)は、年額200百万円以内であり、監査役の報酬等限度額(平成元年1月29日株主総会決議)は、年額10百万円以内であります。 |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3 (3) | 8,215 (8,215) | |
| 合 計 | 10 | 82,356 | |

(注) 支給額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した7,788千円(取締役7名に対し7,061千円、監査役3名に対し727千円)を含めて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 各社外役員の当事業年度における活動状況
社外取締役及び社外監査役の当事業年度における活動状況は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-----------|---|
| 小 山 幹 夫 | 当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回出席し、金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験による深い見識と広範な見地から、取締役会において適宜助言又は提言を行っております。 |
| 北 村 憲 由 | 当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、金融機関及び事業会社で培った豊富な実務経験による専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 小 林 明 弘 | 当事業年度中に開催の取締役会には、13回中11回、また、監査役会13回中11回出席し、公認会計士・税理士として培ってきた豊富な専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 長 井 紳 一 郎 | 当事業年度中に開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会13回中13回出席し、弁護士として培ってきた豊富な専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 17百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17百万円

(注) 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範は、経営理念及び年度経営基本方針を基本として、社内諸規程及びマニュアル等とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員に対し行動規範等に関する研修等を実施する。

② 内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、通常の内部監査手続に準じて社長及び監査役会に報告する。

③ 法令上疑義のある行為等について、役職員が直接情報提供を行うホットライン（総務部長、経理部長、監査役のEメールアドレス）を設置、運営する。

④ 当社は、通報内容を秘守し、通報を行った役職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。
 - ② 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及びその他管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、配付、研修等を実施するものとし、組織横断的リスク状況の監視及び会社全体の対応は、総務部が行う。
 - ② 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、取締役、社員が共有する会社全体の目標を定める。
 - ② 業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び意思決定ルールに基づく権限委譲を含めた効率的な達成の方法を定める。
 - ③ 取締役会は、ITを活用して定期的に業績等の進捗状況を確認、改善を促すことを内容とする、会社全体の業務効率を向上させるシステムを構築する。
- (5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、内部監査室、総務部又は経理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、当社は、その体制について役職員に対し周知徹底する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
 - ② 役職員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令、定款違反の事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができる。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定する。
 - ③ 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に対し周知徹底する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役役との間で定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役が、職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを整備、運用し、財務報告の信頼性の更なる向上に努める。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持たない。
- ② 不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応にあたる。
- ③ 政府機関又は関係機関が公表した反社会的勢力の排除に関する資料等を全社に配付した上で、定期的に研修等を実施する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、総務部と内部監査室が中心となり、各事業部門の営業会議等で取締役及び従業員に対し、内部統制システムの重要性に関する研修を定期的に行っております。

内部監査室は、監査計画書に基づき、当社の全ての事業所を対象に内部監査を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社の事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進及びモニタリング等を実施いたしました。

貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 注記番号 | 金 額 | 科 目 | 注記番号 | 金 額 |
|----------------------|------|-------------------|------------------------------|------|-------------------|
| 流 動 資 産 の 部 | | 5,082,150 | (負 債 の 部) | | 4,408,699 |
| 現金及び預金 | | 490,590 | 流動負債 | | 318,668 |
| 受取手形 | | 646,249 | 買掛金 | | 257,046 |
| 電着子記簿債権 | | 44,569 | 工事未払金 | | 408,683 |
| 売上掛金 | ※3 | 673,067 | 短期借入金 | ※3 | 1,150,000 |
| 完成工事未収入金 | | 1,434,358 | 1年内返済予定の長期借入金 | ※3 | 1,078,148 |
| 一ス未収金 | | 1,010,930 | リース負債 | | 64,903 |
| 商品及び製品 | | 76,348 | 未払消費税等 | | 152,443 |
| 仕掛品 | | 90,792 | 未払法人税等 | | 69,979 |
| 未成工事及び貯蔵品 | | 139,989 | 未払事業税 | | 170,861 |
| 原材料 | | 174,270 | 未払費用 | | 5,029 |
| 前払費用 | | 132,996 | 前受入金 | | 69,043 |
| 繰延税金資産 | | 87,788 | 前受工事収入金 | | 27,425 |
| 繰延税金資産 | | 62,207 | リース前受収益 | | 35,391 |
| 繰延税金資産 | | 18,548 | リース前受収益 | | 9,189 |
| 繰延税金資産 | | △556 | リース前受収益 | | 529,724 |
| 繰延税金資産 | | | 賞与引当金 | | 54,806 |
| 繰延税金資産 | | | 完成工事補償引当金 | | 1,892 |
| 繰延税金資産 | | | 設備関係支払手形 | | 4,868 |
| 繰延税金資産 | | | その他 | | 592 |
| 固 定 資 産 | | 9,472,145 | 固 定 負 債 | | 6,936,089 |
| 有形固定資産 | ※1 | 9,295,631 | 長期借入金 | ※3 | 6,325,553 |
| リース用資産 | | 68,026 | リース負債 | | 289,911 |
| 建物 | ※3 | 1,237,411 | 退職給付引当金 | | 134,735 |
| 構築物 | ※3 | 518,468 | 役員退職慰労引当金 | | 52,005 |
| 機械及び装置 | ※3 | 3,976,456 | 預り敷金・保証金 | | 122,069 |
| 車両運搬具 | | 21,587 | 資産除去債務 | | 11,815 |
| 工具、器具及び備品 | | 14,943 | | | |
| 土壌改良費 | ※3 | 3,137,726 | 負 債 の 部 合 計 | | 11,344,789 |
| リース資産 | | 318,887 | (純資産の部) | | |
| 建設仮勘定 | | 2,123 | 株主資本 | | 3,197,267 |
| | | | 資本剰余金 | | 684,980 |
| 無 形 固 定 資 産 | | 67,881 | 資本剰余金 | | 512,980 |
| ソフトウェア | | 44,852 | 資本準備金 | | 512,980 |
| 電話加入権 | | 22,306 | | | |
| 水道施設利用権 | | 723 | 利益剰余金 | | 2,000,336 |
| | | | 利益準備金 | | 79,550 |
| 投 資 其 他 の 資 産 | | 108,632 | その他利益剰余金 | | 1,920,786 |
| 投資有価証券 | | 61,696 | 別途積立金 | | 2,335,000 |
| 貸付金及び保証金 | | 21,075 | 土地圧縮積立金 | | 9,789 |
| 破産更生債権 | | 110 | 繰越利益剰余金 | | △424,003 |
| 前払費用 | | 5,242 | 自己株 | | △1,029 |
| 繰延税金資産 | | 18,570 | 評価・換算差額等 | | 12,239 |
| 繰延税金資産 | | 3,864 | その他有価証券評価差額金 | | 11,793 |
| 繰延税金資産 | | △1,926 | 繰延ヘッジ損益 | | 445 |
| 資 産 の 部 合 計 | | 14,554,295 | 純 資 産 の 部 合 計 | | 3,209,506 |
| | | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | | 14,554,295 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 平成29年11月 1 日
至 平成30年10月31日 〕

(単位：千円)

| 科 目 | 注記 番号 | 金 額 | |
|-------------------------|----------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | | 8,481,671 |
| 売 上 原 価 | | | 7,233,642 |
| 売 上 総 利 益 | | | 1,248,029 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | | 1,184,893 |
| 営 業 利 益 | | | 63,135 |
| 営 業 外 収 益 | | | |
| 受 取 利 息 | | 11 | |
| 受 取 配 当 金 | | 1,685 | |
| 受 取 賃 貸 料 | | 4,800 | |
| 仕 入 割 引 | | 1,393 | |
| そ の 他 | | 29,267 | 37,157 |
| 営 業 外 費 用 | | | |
| 支 払 利 息 | | 63,081 | |
| 売 上 割 引 | | 12,943 | |
| そ の 他 | | 14,768 | 90,792 |
| 経 常 利 益 | | | 9,500 |
| 特 別 利 益 | | | |
| 補 助 金 収 入 | | 943,478 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | | 204 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | | 26,395 | |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額 | | 3,368 | 973,446 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | | 982,946 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | | 163,606 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | | 122,414 |
| 当 期 純 利 益 | | | 696,924 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 平成29年11月 1 日
至 平成30年10月31日 〕

(単位：千円)

| | 注記 番号 | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------------------|----------|---------|---------|--------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | |
| | | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 |
| | | | | | 別途積立金 | 土地圧縮 積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 当 期 首 残 高 | | 684,980 | 512,980 | 79,550 | 2,335,000 | 9,789 | △1,094,962 | 1,329,377 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 ※3 | | — | — | — | — | — | △25,965 | △25,965 |
| 当 期 純 利 益 | | — | — | — | — | — | 696,924 | 696,924 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額) | | — | — | — | — | — | — | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | — | — | — | — | — | 670,959 | 670,959 |
| 当 期 末 残 高 | | 684,980 | 512,980 | 79,550 | 2,335,000 | 9,789 | △424,003 | 2,000,336 |

| | 注記 番号 | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------------------|----------|--------|------------|----------------------|-------------|----------------|-----------|
| | | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | | △906 | 2,526,430 | 33,258 | △122 | 33,135 | 2,559,565 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 ※3 | | — | △25,965 | — | — | — | △25,965 |
| 当 期 純 利 益 | | — | 696,924 | — | — | — | 696,924 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | △122 | △122 | — | — | — | △122 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額) | | — | — | △21,464 | 568 | △20,896 | △20,896 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | △122 | 670,837 | △21,464 | 568 | △20,896 | 649,940 |
| 当 期 末 残 高 | | △1,029 | 3,197,267 | 11,793 | 445 | 12,239 | 3,209,506 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品……………個別法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

② 製 品……………移動平均法による原価法

③ 原 材 料

(木 材 事 業) ……………個別法による原価法

(ハウス・エコ事業) ……移動平均法による原価法

④ 仕 掛 品……………個別法による原価法

⑤ 未成工事支出金……………個別法による原価法

⑥ 貯 蔵 品……………移動平均法による原価法

(ただし、ライフクリエイト事業については最終仕入原価法)

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、リース用資産及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物並びに木材事業福山工場の機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

リース用資産……………7年

建 物……………7年～47年

機 械 及 び 装 置……………5年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事引渡後の補償費用の支出に備えるため、実績繰入率により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

(1) リース収益の計上基準

リース契約物件は、仮設建物等の工事完成引渡日にリース契約期間中のリース料、仮設建物等の受入建了解体料及び運賃等の総額をリース未収入金に計上し、当事業年度分を売上高に計上しております。また、リース期間未経過分のリース料並びに解体未了の物件の受入解体料及び運賃等をリース前受収益として計上しております。

(2) 完成工事高の計上基準

進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務等、借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた経理規程及び職務分掌権限基準表に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。

なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを、特例処理によっている金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

6 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計上の見積りの変更

耐用年数の変更

当事業年度において、木材事業本社工場の福山工場（新工場）への移転に伴い、同工場で保有する建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、移転後に使用が見込まれないため、耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ18,556千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

| | |
|---------------------------|-------------|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,186,520千円 |
| 2 破産更生債権等から直接控除した貸倒引当金 | 3,964千円 |
| ※3 担保に供している資産 (担保提供資産) | |
| 売掛金 | 18,793千円 |
| 建物 | 994,102千円 |
| 機械及び装置 | 1,196,064千円 |
| 土地 | 2,833,884千円 |
| 合計 | 5,042,845千円 |
| (対応債務) | |
| 短期借入金 | 750,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 699,598千円 |
| 長期借入金 | 3,901,330千円 |
| 合計 | 5,350,928千円 |

上記の被担保債務の他に、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

| | |
|--------------------|----------|
| 輸入に係る消費税等の延納に関する保証 | 12,340千円 |
|--------------------|----------|

株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,732,000 | — | — | 1,732,000 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-----|----|--------|
| 普通株式（株） | 984 | 119 | — | 1,103 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 119株

※3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------|--------------|-------------|------------|
| 平成30年1月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 千円 25,965 | 円 15.00 | 平成29年10月31日 | 平成30年1月31日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 (予定) | 株式の 種類 | 配当金 の総額 | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 平成31年1月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 千円 34,617 | 利益剰余金 | 円 20.00 | 平成30年10月31日 | 平成31年1月31日 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------------|------------|
| 賞与引当金 | 16,715千円 |
| 未払事業税 | 11,553千円 |
| たな卸資産評価減(簿価切下げ) | 10,736千円 |
| 繰越欠損金 | 254,250千円 |
| 減損損失 | 5,811千円 |
| 貸倒引当金 | 1,966千円 |
| 退職給付引当金 | 41,094千円 |
| 役員退職慰勞引当金 | 15,861千円 |
| 資産除去債務 | 3,603千円 |
| その他の | 23,097千円 |
| 繰延税金資産小計 | 384,690千円 |
| 評価性引当額 | △307,532千円 |
| 繰延税金資産合計 | 77,158千円 |

(繰延税金負債)

| | |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,418千円 |
| 土地圧縮積立金 | △4,296千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △5,175千円 |
| その他の | △195千円 |
| 繰延税金負債合計 | △11,086千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 66,071千円 |

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 30.7% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.0% |
| 評価性引当額の増減 | △3.0% |
| 住民税均等割 | 1.2% |
| その他の | 0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.1% |

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容とそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金及びリース未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程、販売管理規程及び債権管理業務の承認・報告マニュアルに従い、日次では違算通知書、月次では売掛金残高管理表及び滞留債権管理表等に基づき、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、全ての取引先の信用状況について年1回以上確認（与信の更新）を行う体制としております。また、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、工事未払金及び未払金の支払期日は、大半が1年以内であります。

借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務・経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、十分な手許流動性及び金融機関からの借入枠を維持することなどによりリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成30年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時 価 (千円) | 差 額 (千円) |
|------------|------------------|-------------|-------------|
| 現金及び預金 | 490,590 | 490,590 | — |
| 受取手形 | 646,249 | | |
| 貸倒引当金※1 | △193 | | |
| | 646,055 | 646,055 | — |
| 電子記録債権 | 44,569 | | |
| 貸倒引当金※1 | △13 | | |
| | 44,555 | 44,555 | — |
| 売掛金 | 673,067 | | |
| 貸倒引当金※1 | △201 | | |
| | 672,865 | 672,865 | — |
| 完成工事未収入金 | 1,434,358 | | |
| 貸倒引当金※1 | △93 | | |
| | 1,434,265 | 1,337,633 | △96,632 |
| リース未収入金 | 1,010,930 | 852,437 | △158,492 |
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 49,608 | 49,608 | — |
| 資産計 | 4,348,871 | 4,093,745 | △255,125 |
| 支払手形 | 318,668 | 318,668 | — |
| 買掛金 | 257,046 | 257,046 | — |
| 工事未払金 | 408,683 | 408,683 | — |
| 短期借入金 | 1,150,000 | 1,150,000 | — |
| 未払金 | 152,443 | 152,443 | — |
| 長期借入金※2 | 7,403,701 | 7,422,841 | 19,140 |
| 負債計 | 9,690,542 | 9,709,683 | 19,140 |
| デリバティブ取引※3 | 641 | 641 | — |

※1 受取手形、電子記録債権、売掛金及び完成工事未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

※2 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

※3 デリバティブ取引において生じた債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、() 書きで表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

現金及び預金、受取手形、電子記録債権及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

完成工事未収入金及びリース未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を期日までの期間を考慮した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

② 負債

支払手形、買掛金、工事未払金、短期借入金及び未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に、想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

③ デリバティブ取引

為替予約の時価評価は、取引先金融機関から提示された価格等により算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

- 2 非上場株式（貸借対照表計上額12,088千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

- 1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、広島県福山市その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を保有しております。

- 2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額 | 時 価 |
|----------|---------|
| 532,286 | 834,357 |

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当事業年度末の時価は、固定資産税評価額及び不動産鑑定評価額に基づき算定した金額であります。

1株当たり情報に関する注記

- 1 1株当たり純資産額 1,854円24銭
2 1株当たり当期純利益 402円62銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月13日

株式会社オービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神田 正史 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オービスの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年12月14日

株式会社オービス 監査役会

| | |
|---------|----------|
| 常勤社外監査役 | 北村 憲由 ㊟ |
| 社外監査役 | 小林 明弘 ㊟ |
| 社外監査役 | 長井 紳一郎 ㊟ |

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期（第59期）の期末配当につきましては、業績及び安定配当の継続を考慮し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 当期末における株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円（金銭による） 総額 34,617,940円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成31年1月31日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-------|--|---|---------------|
| 1 | なか はま ゆう じ 中 浜 勇 治 (昭和39年11月29日) | 平成11年1月 当社取締役 平成12年11月 当社取締役木材事業部用船 部長兼事業開発部長 平成16年1月 当社専務取締役 平成22年9月 当社専務取締役 兼木材事業部長 平成23年1月 当社代表取締役社長（現任） | 284,700株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|---------------------------------------|---|---------------|
| 2 | うめ だ たか ふみ 梅 田 孝 史 (昭和31年1月12日) | 平成6年1月 当社取締役 平成8年11月 当社取締役企画室長 兼総務部長 平成12年11月 当社取締役管理本部長 兼総務部長 平成14年4月 当社取締役管理本部長 兼総務・経理部長 平成20年7月 当社取締役総務部長 兼企画室長 平成23年1月 当社取締役ハウス事業部長 平成23年11月 当社取締役 ハウス・エコ事業部長 平成26年2月 当社常務取締役 ハウス・エコ事業部長 平成27年1月 当社専務取締役 ハウス・エコ事業部長 平成27年11月 当社専務取締役ハウス・ エコ事業部長兼総務部長 平成28年2月 当社専務取締役ハウス・ エコ事業部長兼総務部長 兼社長室長 (現任) | 8,800株 |
| 3 | たに もと やすし 谷 本 泰 (昭和45年10月5日) | 平成17年11月 当社管理部企画室課長 平成21年1月 当社木材事業部 関西木材統括部営業部課長 平成21年2月 当社木材事業部 関西営業部長 平成23年1月 当社取締役木材事業部 営業統括部長 平成26年2月 当社取締役経営企画室長 兼木材事業部営業統括部長 平成28年11月 当社取締役木材事業部 営業統括部長 平成29年5月 当社常務取締役 木材事業部長 (現任) | 2,400株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|--------------------------------------|--|---------------|
| 4 | いの うえ きよ たか 井上清輝 (昭和43年12月28日) | 平成19年11月 当社管理部財務・経理課長 平成22年11月 当社経理部次長兼経理課長 平成23年1月 当社経理部長兼経理課長 平成25年1月 当社経理部長兼経理課長 兼財務課長 平成27年1月 当社取締役経理部長（現任） | 800株 |
| 5 | つち だ みつ のり 土田光典 (昭和35年7月30日) | 平成16年11月 当社ハウス事業部 東京営業所長 平成22年2月 当社ハウス事業部次長 平成23年11月 当社ハウス・エコ事業部次長 平成27年1月 当社取締役ハウス・エコ 事業部統括部長（現任） | 1,500株 |
| 6 | かわ おか こう じ 川岡公次 (昭和45年8月24日) | 平成7年11月 (株)パール入社 平成17年8月 同社店舗開発部課長 平成18年1月 同社店舗管理部長 平成23年1月 同社取締役 平成28年5月 当社入社（当社が(株)パールを吸 収合併） ライフクリエイト事業部統括 部長兼中須ゴルフ倶楽部部長 兼管理課長 平成28年11月 当社ライフクリエイト事業部 長兼緑町クラブ支配人兼中須 ゴルフ倶楽部部長兼管理課長 平成29年1月 当社取締役ライフクリエイト 事業部長（現任） | 3,650株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-------|-----------------------------------|---|---------------|
| 7 | こやま みき お 小山 幹夫 (昭和28年2月26日) | 昭和50年4月 ㈱広島銀行入行 平成17年4月 同行執行役員東京支店長 兼東京事務所長 平成18年6月 同行取締役東京支店長 兼東京事務所長 平成20年6月 同行常務取締役 平成22年6月 同行専務取締役 東部統括本部長 平成25年6月 ひろぎんリース㈱ 代表取締役社長 平成28年6月 広島空港ビルディング㈱ 常任監査役(現任) 平成29年1月 当社取締役(現任) | 一株 |

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 小山幹夫氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- 3 小山幹夫氏は、㈱広島銀行専務取締役、ひろぎんリース㈱代表取締役社長を歴任する等、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の透明性を更に向上させるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- 4 小山幹夫氏は、平成17年4月から平成25年6月までの間、当社の主要取引銀行である㈱広島銀行の業務執行者であり、専務取締役でありました。㈱広島銀行は当社の主要な取引銀行であります。同氏が当社の直接担当者であったことはなく、同行を退社してから一定の年月が経過しており、独立性に影響を与えることはありません。また、同氏は平成25年6月から平成28年6月までの間、通常取引のあるひろぎんリース㈱の代表取締役社長でありましたが、その取引額は通常の範囲を超えるものではなく、当社は複数のリース会社との取引関係があり、なんら独立性に影響することはなく、当社としては同氏の幅広い業界の知見が当社のガバナンス上も大いに益するところがあると考えております。
- 5 小山幹夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 6 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、小山幹夫氏と同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小林明弘、長井紳一郎の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|-------|---------------------------------------|---|-----------|
| 1 | なが い しんいちろう 長井 紳一郎 (昭和53年6月19日) | 平成14年11月 司法試験合格 平成16年10月 広島弁護士会登録 平成16年10月 山下法律事務所（現山下・長井法律事務所）入所 平成20年1月 当社補欠監査役 平成21年9月 当社監査役 平成22年12月 山下・長井法律事務所副所長（現任） 平成24年6月 (株)コンセック社外監査役（現任） 平成27年1月 当社監査役（現任） | 一株 |
| ※2 | こん どう てつ ひで 近藤 哲英 (昭和29年11月26日) | 昭和48年4月 広島国税局入局 平成26年7月 福山税務署長 平成27年8月 近藤哲英税理士事務所所長（現任） | 一株 |

- (注)
- ※は新任の監査役候補者であります。
 - 長井紳一郎氏が副所長を務める山下・長井法律事務所と当社との間には法律顧問契約があります。近藤哲英氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 長井紳一郎氏は、社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とする理由は、弁護士としての豊富な知識と経験があり、内部統制やコンプライアンス等に関する専門家としての知見を有しているためであります。
 - 長井紳一郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。その就任してからの期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 近藤哲英氏は、社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とする理由は、税理士として会計及び税務について豊富な知識と税務行政機関での経験があり、財務及び会計に関する専門家としての知見を有しているためであります。

- 6 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、長井紳一郎氏と同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 7 近藤哲英氏の選任が承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|----------------------------------|---|---------------|
| いしだ ゆうき 石田 裕基 (昭和59年5月17日) | 平成26年5月 広島司法書士会 司法書士登録(現任) 平成29年7月 広島司法書士会家事事件研究室 室長(現任) | 一株 |

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 石田裕基氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏を補欠の社外監査役候補者とする理由は、司法書士としての豊富な知識と経験があり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したことによります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役小林明弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|---------------------|------------------------|
| こばやし あき ひろ 小林 明弘 | 平成19年1月 当社監査役 現在に至る |

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 広島県福山市南松永町四丁目10番10号 木材会館山陽ビル 5階大会議室
交 通 J R西日本 山陽本線 松永駅下車 車約5分
おのみちバス 南松永バス停留所 徒歩約18分

